

教職員倫理要綱

東京都立羽村特別支援学校

制定日:令和8年4月1日

(前文)

本校の教職員は、教育に携わる専門職としての使命と社会的責任を自覚し、児童・生徒一人一人の人格と尊厳を最大限に尊重しながら教育活動に当たる。本要綱は、すべての教職員が共有すべき倫理観と行動指針を明らかにし、信頼される学校づくりを推進することを目的とする。

第1条 基本的人権と尊厳の尊重

教職員は、すべての児童・生徒をかけがえのない存在として尊重し、障害の有無や程度、背景等によって差別的な扱いを行わない。

第2条 最善の利益の保障

教職員は、常に児童・生徒の最善の利益を第一に考え、教育活動・支援の在り方について専門的かつ慎重に判断する。

第3条 適切な指導と支援

教職員は、体罰や不適切な指導を行わず、科学的根拠と専門性に基づいた適切な指導・支援に努める。

第4条 身体的・心理的安全への配慮

身体介助や支援行為においては、児童・生徒の意思や感情に十分配慮し、安心・安全が確保されるよう常に注意を払う。

第5条 専門職としての自覚と研鑽

教職員は、専門職としての責任と自覚をもち、日常の実践を振り返りながら、資質・能力の向上に継続して努める。

第6条 信頼に基づく人間関係

教職員は、児童・生徒、保護者、同僚、関係機関との信頼関係を大切にし、誠実で節度ある言動を心がける。

第7条 個人情報の適切な取扱い

教職員は、教育活動を通じて得た個人情報を厳重に管理し、その取扱いに細心の注意を払う。

第8条 連携と協働の重視

教職員は、校内外の関係者と互いに尊重し合い、対話と協働を通してより良い教育環境づくりに努める。

第9条 自らを省みる姿勢

教職員は、自らの言動や判断に迷いが生じた際には、独りで抱え込まず、組織として共有し、より適切な在り方を模索する。

第10条 学校への信頼を損なわない行動

教職員は、社会から寄せられる信頼の重みを自覚し、校内外を問わず、学校への信頼を損なう行為を行わない。

(児童生徒の安全に関する学校の責務)

本校は、すべての児童生徒の尊厳と安全を守る立場から、虐待が疑われる場合には、関係法令に基づき、関係機関と連携し必要な対応を行います。

(附則)

本要綱は、学校運営や社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。